平成２８年（フ）第１６３号
茨城県取手市西１丁目６番Ｃ―603号
破産者　株式会社クワトロ
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０６号
群馬県前橋市千代田町５丁目10番６号
破産者　株式会社きようしん
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１０号
愛媛県松山市保免上２丁目11番16号　アドヴァンス保免305号
破産者　宮脇　昭彦
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５０号
宮崎県延岡市緑ケ丘５丁目６番19号
破産者　びゆう東九州株式会社
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第４５８３号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
破産者　かじや水産株式会社
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５８４号
大阪府茨木市横江２丁目９番17号
破産者　かじや食品株式会社
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２７７号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目３番地１　Ｆステージ赤嶺ステーション911
破産者　戸上　賢二
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６５４号
仙台市泉区高森１丁目１番地の346
破産者　寺山　雅裕
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３４号
山形県最上郡大蔵村大字赤松1924番地５
破産者　八鍬　敏光
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第１６７号
大阪府高槻市昭和台町１丁目５番24号、前住所大阪府守口市梶町１丁目20番１―506号
破産者　秦　　豊
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８号
佐賀市多布施４丁目６番17号　Ｋ　ＦＬＡＴ　Ⅳ　201
破産者　伊藤　浩輔（旧姓酒井）
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
北海道苫小牧市双葉町１丁目21番８号　ハイツまるいＮＯ55―203号、開始決定時の住所北海道苫小牧市三光町４丁目７番13号
破産者　中屋　　靖
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第６５４号
兵庫県西宮市甲子園町８番１―205号、前住所兵庫県西宮市甲子園一番町２番４―402号
破産者　坂本　奈己
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８３号
北海道函館市榎本町24番５―２号、開始決定時の住所長崎県長崎市小江原４丁目２番８号
破産者　松竹　真一
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
宮崎市大字田吉1361番地10
破産者　増田　安幸
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３５９号
宮崎県西都市大字三宅9283番地３
破産者　宮本　康弘
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６号
宮崎市新別府町江田原48番地12
破産者　麻生　和孝
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５１号
宮崎県延岡市緑ケ丘５丁目６番19号
破産者　黒木　真一
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部